

1. 調査目的

初期環境調査は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号（以下「化管法」という。））における指定化学物質の指定について検討が必要とされる物質、社会的要因から調査が必要とされる物質等の環境残留状況の把握を目的としている。

2. 調査対象物質

平成 17 年度の初期環境調査は、平成 17 年度化学物質環境実態調査推進検討会において選定された物質 34 物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質調査番号	調査対象物質	化審法指定区分	化管法指定区分	調査媒体				
				水質	底質	生物貝類	生物魚類	大気
1	<i>o</i> -アニシジン		第一種	○	○			
2	3-アミノ-1 <i>H</i> -1,2,4-トリアゾール（アミトロール）	第二種監視	第一種	○	○			
3	2,2'-{イソプロピリデンビス[(2,6-ジブromo-4,1-フェニレン)オキシ]}ジエタノール		第一種	○	○			
4	17β-エストラジオール			○				
5	エストロン			○				
6	17α-エチニルエストラジオール			○				
7	2,3-エポキシ-1-プロパノール		第一種	○	○			
8	<i>m</i> -クロロアニリン	第二種監視 第三種監視	第一種	○	○			
9	<i>N</i> -シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		第一種	○				
10	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	第二種監視	第一種	○	○			
11	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン	第二種監視	第一種	○	○			
12	2-(2 <i>H</i> -1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ- <i>tert</i> -ブチルフェノール	第一種監視	第二種	○				
13	2,6-ジメチルアニリン	第二種監視	第一種	○				
14	3,4-ジメチルアニリン	第三種監視	第一種	○	○			
15	<i>N</i> -(1,3-ジメチルブチル)- <i>N'</i> -フェニル- <i>p</i> -フェニレンジアミン		第二種	○				○
16	3,3'-ジメチルベンジジン（ <i>o</i> -トリジン）	第二種監視	第一種	○				
17	中鎖塩素化パラフィン		第二種	○	○	○	○	
	[17-1]塩素化テトラデカン（塩素数が 5 から 8 までのもの）			○	○	○	○	
	[17-2]塩素化ペンタデカン（塩素数が 5 から 9 までのもの）					○	○	
18	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸類（LAS）（アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの）		第一種		○			
	[18-1]直鎖デシルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS-C ₁₀ ）				○			
	[18-2]直鎖ウンデシルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS-C ₁₁ ）				○			
	[18-3]直鎖ドデシルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS-C ₁₂ ）				○			
	[18-4]直鎖トリデシルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS-C ₁₃ ）				○			
	[18-5]直鎖テトラデシルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS-C ₁₄ ）				○			
19	オクタデシルアミン(<i>N</i> - <i>B</i>)トリフェニルボラン		第二種	○				
20	2,4,6-トリブromoフェノール		第一種	○				
21	2,4-トルエンジアミン（2,4-ジアミノトルエン）	第二種監視	第一種	○	○			
22	<i>p</i> -ニトロアニリン	第二種監視	第一種	○				
23	<i>N</i> -ニトロソジフェニルアミン	第三種監視	第一種	○				
24	<i>m</i> -フェニレンジアミン	第二種監視	第一種	○				
25	<i>p</i> -フェネチジン	第二種監視	第一種	○				
26	ペンタクロロフェノール	第二種監視 第三種監視	第一種	○				